

令和7年度地方公共団体財政健全化法に係る
財政指標審査実施計画

1 監査等の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく財政指標審査

2 審査の対象

令和6年度健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率

3 審査の着眼点

(1) 形式審査

- ① 指標の算定の基礎となる事項を記載した書類は、具備されているか。
- ② 書類の様式、内容は法令に準拠して作成されているか。
- ③ 計数は証書類、関係帳簿の計数と一致しているか。

(2) 実質審査

- ① 指標の算定の基礎となっている数値が適正か。
- ② 指標の算定に誤りはないか。
- ③ 指標が合理的、妥当に算定されているか。

4 審査の主な実施手続

審査の実施手続の選択については、主として次の実施手続によるものとする。

- (1) 資産や負債の存在、取引や事象の発生が正しく記録されていることを、その根拠となる資料等で確かめる「証憑突合」
- (2) 帳簿を相互に照合して、矛盾がないかを確かめる「帳簿突合」
- (3) 記録や文書の計算の正確性を自ら計算し、確かめる「計算突合」
- (4) 事実の存否又は問題点について関係部課の職員等に回答又は説明を求める「質問」
- (5) 紙媒体、電子媒体又はその他の媒体による組織内外の記録や文書を確かめる「閲覧」

5 審査の基本的な実施方法

(1) 事前調査

市長から提出された審査資料に基づき、担当者が関係課に関係資料等の提出を求め、着眼点に基づき調査を行う。

(2) 局内協議

書類等調査後、関係課に対してヒアリングを行う前に、監査事務局としての統一した見解を確認する。

(3) 事務局のヒアリング

提出された資料等に基づき、疑問点については、関係課の職員に対してヒアリン

グを行う。

(4) 局内協議

① 担当者が、事前調査の内容をとりまとめる。

② 担当者の事前調査結果を確認し、監査委員への報告内容をまとめる。

(5) 監査委員へ復命

事前調査の結果を監査事務局としてまとめ監査委員へ復命し、認識を共有する。

(6) 監査委員のヒアリング

提出された資料、監査事務局からの報告内容等により生じた疑問点については、監査委員が関係課に対し、事実確認や見解を聴取する。

(7) 監査委員の指示のもと、監査事務局で審査意見書案を協議

(8) 監査委員で審査意見書案等を協議し決定

(9) 審査意見書を市長に提出

6 審査の実施場所、日程及び事務分担

(1) 実施場所

監査委員室

(2) 日程及び事務分担

令和7年度岸和田市監査等年間計画のとおり

7 その他審査の実施に関し必要と認める事項

必要に応じ別に定める。